特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	被災者台帳事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

訓子府町は、被災者台帳事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

訓子府町長

公表日

令和8年10月2日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳に関する事務
②事務の概要	災害が発生した場合において、災害被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要がある時に、被害状況及び要配慮者に関する情報等を記録する「被災者台帳」を作成する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被災者の氏名、住所、生年月日、性別の照会
③システムの名称	なし

2. 特定個人情報ファイル名
なし

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表55の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項 【情報提供】 被災者台帳作成事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない 【情報照会】 80の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	訓子府町　総務課
②所属長の役職名	総務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号099-1498　北海道常呂郡訓子府町東町398番地 訓子府町　総務課　庶務係（電話0157-47-2112）又は 訓子府町　総務課　防災危機管理係（電話0157-47-2112）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号099-1498　北海道常呂郡訓子府町東町398番地 訓子府町　総務課　防災危機管理係（電話0157-47-2112）

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1,000人以上1万人未満　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務時間外にはマイナンバーが記載されている書類を補完する書棚の鍵を施錠し、管理を徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	Ⅰ-5. ②所属長	総務課長　森谷清和	総務課長	事後	
令和1年6月18日	Ⅰ-7. .請求先	郵便番号099-1498　北海道常呂郡訓子府町東町398番地　訓子府町　総務課　庶務係（電話	郵便番号099-1498　北海道常呂郡訓子府町東町398番地　訓子府町　総務課　庶務係（電話	事後	
令和1年6月18日	Ⅰ-8. 連絡先	郵便番号099-1498　北海道常呂郡訓子府町東町398番地　訓子府町　総務課　交通防災係	郵便番号099-1498　北海道常呂郡訓子府町東町398番地　訓子府町　総務課　防災係（電話	事後	
令和1年6月18日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和4年1月7日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	平成31年6月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月7日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	平成31年6月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和7年3月3日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和7年3月3日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和7年3月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第9条第1項　別表第一の36の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項 【情報提供】 被災者台帳作成事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない 【情報照会】 80の項	事後	
令和7年3月3日	8. 人手を介在させる作業判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年3月3日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年3月3日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策（判断の根拠）		業務時間外にはマイナンバーが記載されている書類を補完する書棚の鍵を施錠し、管理を徹底している。	事後	
令和8年3月4日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	令和7年3月1日時点	令和8年3月1日時点	事後	
令和8年3月4日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	令和7年3月1日時点	令和8年3月1日時点	事後	
令和8年10月2日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	令和8年3月1日時点	令和8年10月1日時点	事後	
令和8年10月2日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	令和8年3月1日時点	令和8年10月1日時点	事後	